|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　従業者の員数 | 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は，次のとおりとなっているか。 | 平24条例48  第5条第1項 | ※勤務表  ・職員名簿・雇用契約書  ・資格者証  ・就業規則  ・利用者数がわかる書類  ・運営規程 |  |
| (1)医師 | 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | 平24条例48  第5条第1項第1号 | 適  否 |
| (2)生活相談員 | 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 | 平24条例48  第5条第1項第2号 | 適  否 |
|  | 生活相談員は常勤であるか。 | 平24条例48  第5条第5項 | 適  否 |
|  | 生活相談員は，社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。  （資格等：　　　　　　　　　　　　　） | 社会福祉法第19条第1項各号 |  | 適  否 |
| (3)介護職員又は看護職員 | 常勤換算方法で，入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 | 平24条例48  第5条第1項第3号 |  | 適  否 |
|  | 介護職員又は看護職員のうち，看護職員の数について  入所者の数が30を超えて50を超えない場合は,常勤換算方法で2以上  入所者の数が50を超えて130を超えない場合は,常勤換算方法で3以上  入所者の数が130を超える場合は,常勤換算方法で，3に，入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 |  |  | 適  否 |
|  | 看護職員のうち，1人以上は常勤となっているか。 | 平24条例48  第5条第6項 |  | 適  否 |
| (4)栄養士又は管理栄養士 | 1以上となっているか。 | 平24条例48  第5条第1項第4号 |  | 適  否 |
| (5)機能訓練指導員 | 1以上となっているか。 | 平24条例48  第5条第1項第5号 |  | 適  否 |
|  | 機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能を改善し，又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 | 平24条例48  第5条第7項 |  | 適  否 |
|  | この「訓練を行う能力を有する者」は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）であるか。  　ただし，入所者の日常生活やレクリエーション，行事等を通じて行う機能訓練指導については，当該施設の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 | 平12老企43  第2の3 |  | 適  否 |
| (6)介護支援専門員 | 1以上となっているか。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） | 平24条例48  第5条第1項第6号 |  | 適  否 |
|  | 専らその職務に従事する常勤の者であるか。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。  この場合，兼務を行う当該介護支援専門員の配置により，介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に，兼務を行う他の職務に係る勤務時間として算入することができるのとする。 | 平24条例48  第5条第9項  平12老企43  第2の4(2) |  | 適  否 |
|  | 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。ただし，増員に係る非常勤の介護支援専門員については，この限りではない。 |  |  | 適  否 |
| (7)サテライト型居住施設の人員について | サテライト型居住施設の医師及び介護支援専門員の数は，サテライト型居住施設の本体施設である指定介護老人福祉施設であって，当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は，指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しているか。 | 平24条例48第5条第10項 |  | 該当  非該当 |
| （8）入所者数の算  　　定 | 従業者の員数を算定する場合の入所者の数は，前年度の平均値としているか。  ただし，新規に指定を受ける場合には，適正な推定数により算定しているか。 | 平12老企43  第2の6(5) |  | 適  否 |
| 2　管理者による管理 | 指定介護老人福祉施設の管理者は，専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者となっているか。  ただし，管理上支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。 | 平24条例48  第26条 |  | 適  否 |
| 3　管理者の責務 | (1)　指定介護老人福祉施設の管理者は，指定介護老人福祉施設の従業者の管理，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 平24条例48  第27条第1項 |  | 適  否 |
|  | (2)　指定介護老人福祉施設の管理者は，当該指定介護老人福祉施設の従業者に，「平24条例48第4章」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平24条例48  第27条第2項 |  | 適  否 |
| 4　勤務体制の確　　　保等 | 【従来型の場合】  (1)　指定介護老人福祉施設は，入所者に対し，適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。  具体的には，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，介護職員及び看護職員等の配置，管理者との兼務関係等を明確にしているものを定めていること。 | 平24条例48  第30条第1項  平12老企43  第4の27(1) | ・勤務表  ・職員名簿・雇用契約書  ・資格者証  ・就業規則  ・利用者数がわかる書類  ・運営規程 | 適  否 |
|  | (2)　指定介護老人福祉施設は，指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護老人福祉施設サービスを提供しているか。ただし，入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 | 平24条例48  第30条第2項 | ・業務委託契約書 | 適  否 |
|  | (3)　指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。  　　この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 平24条例48  第30条第3項 | ・研修受講修了　　証明書  ・研修計画 | 適  否 |
|  | (4)　指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例48  第30条第3項 |  | 適  否 |
|  | 【ユニット型の場合】  (1)　ユニット型指定介護老人福祉施設は，入居者に対し，適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。  この体制を定めるに当たっては，継続性を重視したサービス提供に配慮するものとし，従業者が入居者状況を具体的に把握し，日常生活上の活動を適切に援助するために「馴染みの関係」が求められること。 | 平24条例48  第53条第1項  平12老企43  第5の10(1) | ・勤務表  ・職員名簿・雇用契約書  ・資格者証  ・就業規則  ・利用者数がわかる書類  ・運営規程 | 適  否 |
|  | (2)　従業者の勤務の体制を定めるにあたっては，入居者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，次に定める職員配置を行っているか。  ①　昼間については，ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。  　　②　夜間及び深夜については，2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。  　　③　ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しているか。  ただし，当面はユニットケアリーダー研修を受講した従業者を2人以上（2ユニット以下の施設は1人）配置し，研修受講者が配置されていないユニットでは，ユニットにおけるケアに責任を持つ従業者を決めることで足りる。  　　　　この場合，研修受講者は，研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニット責任者に伝達するなど，当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となること。 | 平24条例48  第53条第2項  平12老企43  第5の10(2) |  | 適  否 |
|  | (3) ユニット型指定介護老人福祉施設は，ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護老人福祉施設サービスを提供しているか。  ただし，入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 | 平24条例48  第53条第3項 | ・業務委託契約書 | 適  否 |
|  | (4)　ユニット型指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。  　　この場合において，当該指定介護老人福祉施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 平24条例48  第53条第4項 | ・研修受講修了　　証明書  ・研修計画 | 適  否 |
|  | (4)　ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 平24条例48  第53条第5項 |  |  |
| 5　定員の遵守 | 【従来型の場合】  指定介護老人福祉施設は，入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。  ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。 | 平24条例48  第31条 | ・入所者名簿  ・運営規程 | 適  否 |
|  | 【ユニット型の場合】  　ユニット型指定介護老人福祉施設はユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。  ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではない。 | 平24条例48  第54条 |  | 適  否 |

※平24条例48：「福山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例」

(平成24年条例第48号)

※平12老企43：「指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準について」(平成12年老企第43号)